別表十七（二の二）付表二　記載要領

1　この表は、法人が租税特別措置法第66条の５の２（第４項を除く。）（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）又は第66条の５の３（超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額　⑴」の欄は、適用対象法人（租税特別措置法施行令第39条の13の２第16項（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）に規定する適用対象法人をいう。第４号において同じ。）の受取利子等（租税特別措置法第66条の５の２第３項に規定する受取利子等をいう。第４号において同じ。）の額のうち、国内関連者等（同令第39条の13の２第16項に規定する国内関連者等をいう。第４号において同じ。）以外の者から受ける額を記載すること。

3　「支払利子等の額　⑹」の欄は、法人の支払利子等（租税特別措置法第66条の５の２第２項に規定する支払利子等をいう。以下この号において同じ。）の額から当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額を控除した金額を記載すること。

4　「法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額　⑰」の欄は、適用対象法人の国内関連者等が、当該適用対象法人の当該事業年度と同一の期間内に受ける受取利子等の額のうち、租税特別措置法施行令第39条の13の２第16項に規定する非国内関連者等から受ける額を記載すること。

別表十七（二の二）付表二の次に次の一表を加える。